

筑西広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する規則

平成 13 年 10 月 25 日規則第 2 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例（昭和 59 年組合条例第 2 号。以下「条例」という。）に規定する職員の定年等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定年等)

第 2 条 職員の定年等については、筑西市職員の定年等に関する規則（平成 17 年筑西市規則第 28 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 5 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。